

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図
るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令（案）

御説明資料

令和 7 年 5 月

法務省民事局

目 次

【総論】	1
【本則関係】	5
第 1 条関係	5
第 2 条関係	23
第 3 条関係	28
第 4 条関係	29
【附則関係】	33
附則第 1 項関係	33
附則第 2 項関係	33
【理由関係】	35

【総論】

1 政令案の趣旨

本政令案は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「民整法」という。）附則第2号の規定の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行うものである。

2 民整法の概要

民整法は、民事関係手続等の一層の迅速化及び効率化等を図り、民事関係手続等を国民がより利用しやすいものとする観点から、民事執行手続等における電子情報処理組織を使用して行うことができる申立て等の範囲の拡大、申立て等に係る書面及び裁判書等の電磁的記録化並びに映像と音声の送受信による期日における手続を行うことを可能とする規定の整備、民事執行手続等の申立ての手数料等に係る納付方法の見直し、公正証書の電磁的記録化及び映像と音声の送受信による公正証書の作成手続に係る規定の整備等の措置を講ずるものであり、その骨子は以下のとおりである。

本政令は、(3)に関するもの（下線部分）の施行に伴う関係政令の規定の整備を行うものである（下記3）。

(1) 民事執行法等の一部改正

民事執行手続、破産手続、家事事件手続等において情報通信技術を活用するため、民事訴訟法の規定に倣い又はこれを準用し、以下の規律を設ける。

- ① 電子情報処理組織を使用して行うことができる申立ての範囲を拡大するとともに、弁護士、国又は地方公共団体の職員等による申立てについては、原則として電子情報処理組織を使用する方法に限定する。
- ② 申立て等に係る書面の電磁的記録化に係る規定及び事件記録のうち電磁的記録に係る部分についての閲覧等の規定を整備するとともに、裁判書等を電磁的記録として作成しなければならない旨の規定を新設する。
- ③ 電子情報処理組織を使用する方法による電磁的記録の送達を創設する。
- ④ 映像と音声の送受信による通話の方法又は音声の送受信による通話の方法により期日における手続を行うことを可能とする規定を整備する。

(2) 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正

民事執行手続等の申立ての手数料等について、原則として現金をもって納めなければならないものとする規定を設けるとともに、郵便費用の予納の制度を廃止し、郵便費用に相当する額を、申立ての手数料等の一部にする等の措置を講ずる。

(3) 公証人法及び民法の一部改正

公正証書の作成に関して情報通信技術を活用するため、以下の規律を設ける。

- ① 公正証書は原則として電磁的記録をもって作成するものとするとともに、その作成の際に講ずべき公証人の電子署名等の規定を整備する。
- ② 映像と音声の送受信による通話の方法により公証人と嘱託人等とが公正証書を作成するために必要な手続を行うことを可能とする規定を整備する。
- ③ 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録された事項の証明及び閲覧に関する規定を整備する。
- ④ 公証人法の一部改正に伴い、公正証書遺言の作成に係る民法の規定（民法第969条及び第969条の2）について所要の整備を行う。

3 本政令案の概要

(1) 関係政令について

本政令案により改正される関係政令は次のとおりである。

政令名	所管省庁
①公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）	法務省
②労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）	厚生労働省
③港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）	国土交通省
④特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成十八年政令第二百七十八号）	国土交通省
⑤建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）	法務省
⑥企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）	法務省
⑦不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）	法務省
⑧船舶登記令（平成十七年政令第十一号）	法務省
⑨農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）	法務省

(2) 政令案の内容

本政令案は、基本的に、前記2の民整法の一部の施行に伴い、上記(1)①から⑨までの関係政令の規定の整備を行うものであるが、後記のとおり、民整法による公証人法の改正により公正証書の作成手続が全面的にデジタル化されることに伴うシステム構築とその運用のための追加費用（年間11億円程度）を公証人全体で負担していくこととなること（注）、近時、物価上昇や国家公務員の給与の増額傾向がみられること等の事情を踏まえ、民整法の一部の施行に際し、⑦公証人手数料令の一部改正として、実質的な政策判断に基づいた公証人の手数料の見直しを図ることとしている（後記第1条関係参照）。このほか、④労働組合法施行令については、過去の改正漏れを併せて対処することとしている。

（注）公証人は、法務大臣により任命され、公正証書の作成を始めとする公証事務（公務）を行う者であり、国から給与の支給を受けることなく、嘱託人（依頼者）から受ける手数料のみを収入源として、独立採算により公証役場を経営している。

4 政令名及び制定文について

(1) 政令名

上記3のとおり、本政令案は、民整法の一部の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うとともに、公証人手数料令について実質的な政策判断に基づいた一部改正を行うものであるため、「整備等」という文言を用い、題名は、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」とするものである。

(2) 制定文

本政令案は、民整法の一部の施行に伴い、用語の変更が必要になったものや、その根拠になった規定が改正されたもの等について関係政令の整備等を行うものであるところ、以下に掲げる政令の根拠条文がいずれも「・・・については、政令で定める」といった規定振りのものであることから、制定文では「・・・の施行に伴い」の文言を用いないこととし、本政令案の主要な改正対象である公証人手数料令の根拠条文である公証人法の規定を冒頭に掲げることとして、制定文を「内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第三項（同法第九条において準用する場合を含む。）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。」とした。

(参考) 本政令案の根拠条文・根拠法令

- 1 公証人手数料令（平成5年政令第224号）の根拠条文
公証人法（明治41年法律第53号）第7条第3項（同法第9条において準用する場合を含む。）
- 2 労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）の根拠条文
労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の14第8項
- 3 港湾法施行令（昭和26年政令第4号）の根拠条文
港湾法（昭和25年法律第218号）第55条の7第5項
- 4 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）の根拠条文
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和56年法律第28号）第6条第2項
- 5 建設機械登記令（昭和29年政令第305号）の根拠条文
建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第9条
- 6 企業担保登記登録令（昭和33年政令第187号）の根拠条文
企業担保法（昭和33年法律第106号）第4条第2項
- 7 不動産登記令（平成16年政令第379号）の根拠条文
不動産登記法（平成16年法律第123号）第26条
- 8 船舶登記令（平成17年政令第11号）の根拠条文
船舶法（明治32年法律第46号）第34条第1項
- 9 農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）の根拠条文

(3) 規定の並び順

本政令案は、民整法の一部の施行に伴う技術的改正のほか、公証手数料令について実質的な政策判断に基づいた一部改正等を行うものであるところ、今回の民整法の一部の施行が基本的に公証人法の一部改正に係る部分であり、また、本政令案の主要部分が公証手数料令の改正を内容とするものであることに鑑み、本政令案においては、第1条において公証手数料令の一部改正を行うこととし、その他の政令の一部改正については、政令の廃止や組織関係政令の改正を伴わないものであることから、関係政令の規定の並び順を政令番号順とした（一つの条で複数の政令に係る同一の字句改正を行っている上記(2)（参考）3及び4並びに5から9までについても、それぞれ政令番号順とした。）。

【本則関係】

第1条関係

(概要)

- 1 公証人は、法務大臣により任命され、公正証書の作成を始めとする公証事務（公務）を行う者であり、国から給与の支給を受けることなく、嘱託人（依頼者）から受ける手数料のみを収入源として、独立採算により公証役場を経営しているところ、公証人の手数料については、公証人手数料令（平成5年政令第224号。従前の公証人手数料規則（明治42年勅令第174号）を全部改正して現代化を図ったもの。以下「手数料令」という。）によって定められている。

民整法による公証人法の改正により公正証書の作成手続が全面的にデジタル化されることに伴い、システム構築とその運用のための追加費用として、公証人全体で年間11億円程度（公正証書に係る手数料収入全体の約10パーセント）を負担していくこととなる。

また、従来は、物価及び賃金の上昇を考慮して概ね5年ごとに見直しを行い、手数料額の適正化が図られてきたが、我が国の長引く経済不況とそれに伴う物価上昇率の低下傾向等により、現行の手数料令が制定された平成5年を最後に、起業促進の観点から定款の認証に関する手数料を引き下げるなどしたほかに、全般的な見直しは行われていないところ、近時においては、消費者物価指数（総務省）が令和4年以降、対前年比2～3パーセント台の上昇で推移しているなど、再び物価上昇がみられるようになっており、平成5年当時と比較すると1.4～1.5パーセント上昇している上、国家公務員の給与（人事院）についても3年連続で給与が増額され、直近の改定率は2.76パーセントと33年ぶりの高い水準となっている（現時点で平成5年当時の国家公務員の給与と比較すると、概ね7パーセント増額されている。）。

これらのことからすれば、上記のようなシステム構築等の費用負担を伴う民整法による公証人法の改正後においても公証役場の経営を維持する観点から、公正証書に関する手数料を見直す必要がある。

また、かつて「一億総中流」といわれた我が国の中間層が減少し、所得格差が拡大しているとの指摘がされている中、養育費の支払を受けることができないひとり親家庭や、身寄りのない高齢者など、特に社会的弱者とされる国民については、これらの者の経済的基盤に比して公正証書の作成に係る手数料が高額であること等の事情により、公正証書の作成件数が低調な状況にある（注）。そこで、前記のような公証役場の経営を維持する観点からは、これらの社会的弱者にとって作成のニーズが高いと考えられる一定の公正証書に関する手数料については、これを若干引き下げて作成費用の負担を軽減し、公正証書の作成件数の増加につなげることなどによって、公

証人の手数料収入を維持ないし増加させることが望ましいと考えられる。

(注) 具体的には、養育費の支払を受けることができないひとり親家庭にとって、養育費の定めについての公正証書の作成の手数料が高額であることなどに起因して、その作成件数が低調な状況にある(後記(新公証人手数料令第13条関係))。また、身寄りのない高齢者の急増が確実に見込まれる中で、生前に死後事務委任を行うことが要請されていることから、仮に経済的基盤が乏しい者であっても死後事務委任を公正証書により行うことを容易にすることで、更なる作成件数の増加を見込める状況にある(後記(新公証人手数料令第18条の2関係))。

2 前記1を踏まえ、以下のとおり公正証書に関する手数料を見直すこととする。

具体的には、法律行為に係る公正証書の作成の手数料は、基本的にその法律行為の目的の価額の区分に応じて定められているところ、①法律行為の目的の価額を基準として、200万円を超える比較的高額な公正証書の作成手数料について、前記1の物価上昇率等を踏まえて概ね15パーセント引き上げる一方で、従来は100万円以下を最低区分としていた低額な公正証書の作成手数料について、新たに50万円以下という最低区分を設けて低廉な手数料とするとともに、②法律行為の類型を基準として、信託という公証人の負担が特に重い公正証書の作成の手数料について、これを引き上げることとする一方で、養育費や死後事務委任といった社会的弱者にとって作成のニーズが高いと考えられる公正証書の作成の手数料について、これを引き下げることとする(なお、公証事務のうち認証については、民整法によるデジタル化の対象外であり、日本公証人連合会(公証人の全国団体)から増額の要望もされていないため、特段の手当てをしないこととする。))。

3 前記2のほか、本政令案では、民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となり、それに伴い電磁的記録による公正証書の内容の証明等がされることになったことを受けて、新たにその場合の手数料を定めることとしており、いわゆる条ずれや用語の変更などを含め、民整法の施行に伴う手数料令の各種の整備も併せて行うこととしている。

(「証書」の語の整理関係)

民整法による改正前の公証人法(以下「旧公証人法」という。)では、「証書」という語について、①公正証書を意味するもの、②私署証書の認証の対象となる書面を意味するもの、③嘱託人等が一定の事項を証明するために公証人に対して提供する書面一般を意味するもの、という3つの用法がみられた。

この点について、民整法による改正後の公証人法(以下「新公証人法」という。)では、章の全部を改正した第4章及び第5章において、公正証書に電磁的記録が含まれることになること及び分かりやすさの観点から、①については「公

正証書」、②については「私署証書」、③については「（～を証する）書面」という語を用いることとされている。

そこで、手数料令においても、上記の公証人法の整理に従い、①については、「証書」の語を「公正証書」の語に改めることとしている（なお、手数料令においては、②及び③の意味で「証書」の語が用いられている箇所はない。）。

具体的には、手数料令のうち、第2章の章名（目次中のものを含む。）、同章第1節及び第2節の節名（目次中のものを含む。）、第9条、第10条、第17条、第19条から第26条まで、第29条、第31条から第33条まで、第34条、第35条の2及び第41条において、「証書」の語を「公正証書」の語に改めることとしている。

（新公証人手数料令第4条関係）

民整法においては、旧公証人法上、公正証書の作成、保存及び公証の各段階において書面、押印及び対面（出頭）を必要としていた各手続について、デジタル技術を活用することで、関係者の全部又は一部が公証役場に出頭しなくとも公正証書を作成することを可能とするとともに、電磁的記録をもって作成するものを公正証書の原則的な形態とすることとし、併せて、公正証書に記録された事項の証明（公証）についても電子的な方法によることを可能とする措置を講ずることとされた。

そこで、本条では、公証人が嘱託人に対して（書面を前提として）交付するものとされている計算書について、電磁的方法によることも許容する観点から、「交付し、又は提供する」ものと改めることとしている。

（新公証人手数料令第8条関係）

1 本条の趣旨

公証人は、嘱託された事項について、原則としてその事務の取扱いを完了した後でなければ手数料等の支払の請求をすることができない（手数料令第4条第1項）ところ、本条は、手数料等の支払を確保する観点から、嘱託された事項について手数料等の全部又は一部の支払がないときは、公証人は、当該嘱託された事項の後に引き続く嘱託を拒むことができる旨を定めるものであり、各号において、①証書の正本若しくは謄本、証書の附属書類の謄本又は定款若しくはその附属書類の謄本の交付、②執行文の付与、③送達の証明、④電磁的記録の保存、⑤同一性の証明、⑥同一情報の提供の6種類（注）を定めている。

（注）なお、公正証書等の閲覧については、これを拒むことができることとすると公正証書等の内容の確認すらできなくなることを考慮して、公証人が拒むことができる嘱託の対象から除かれている。

2 対象行為の拡大（第1号）

新公証人法においては、嘱託された事項の後に引き続く嘱託として、前記1の①から⑥までのほかに、

- ⑦ 電磁的記録をもって作成された公正証書又は附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付（第43条第1項第2号）
- ⑧ 電磁的記録をもって作成された公正証書又は附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の提供（同項第3号）
- ⑨ 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項を記載した書面であって、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したものの交付（第44条第1項第2号）
- ⑩ 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって、公証人が法務省令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したものの提供（同項第3号）
- ⑪ 私署証書の認証に係る附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付及び当該事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の提供（第52条第5項において準用する第43条第1項第2号及び第3号）
- ⑫ 書面をもって作成された定款の附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付及び当該事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の提供（第58条第4項において準用する第43条第1項第2号及び第3号）
- ⑬ 電磁的記録の認証に係る附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付及び当該事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の提供（第62条において準用する第43条第1項第2号及び第3号）

が新たに規定されている。

そこで、前記1の本条の趣旨を踏まえ、嘱託された事項について手数料等の全部又は一部の支払がないときは、上記の⑦から⑬までの嘱託についても、これを拒むことができることとしている。

3 条ずれの整備（第4号から第6号まで）

新公証人法では、旧公証人法第62条ノ7の規定を、新公証人法第60条として規定していることから、第4号から第6号まででは、この条ずれに伴う整備をすることとしている。

(新公証人手数料令第9条及び別表関係)

第9条は、法律行為に係る公正証書の作成の手数料の原則を定めるものであり、別表において、下表の「現行法」欄のとおり、法律行為の目的の価額に応じた手数料を定めている。

この点について、前記（概要）の社会経済情勢を踏まえ、下表の「改正案」欄のとおり、50万円以下という新たな最低区分を設けて3000円という低額の手数料を定めることで、目的の価額が低額な法律行為についての公正証書の作成費用の負担を軽減し、その作成件数の増加を図るとともに、200万円を超える部分については、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている（なお、50万円を超え200万円以下の部分については、手数料を据え置くこととしている。）。

すなわち、200万円を超える部分については、現行の手数料令が定める手数料の額を15パーセント増加した額を、1000円未満の端数を四捨五入することにより、改正案の手数料の額を定めることとしている。

法律行為の目的の価額	現行法	改正案（括弧内は15%増加額）
～50万円	5000円（※区分なし）	3000円
50万円～100万円	5000円	5000円
100万円～200万円	7000円	7000円
200万円～500万円	1万1000円	1万3000円（1万2650円）
500万円～1000万円	1万7000円	2万円（1万9550円）
1000万円～3000万円	2万3000円	2万6000円（2万6450円）
3000万円～5000万円	2万9000円	3万3000円（3万3350円）
5000万円～1億円	4万3000円	4万9000円（4万9450円）
1億円～3億円	4万3000円＋5000万円ごとに1万3000円	4万9000円＋5000万円ごとに1万5000円（1万4950円）
3億円～10億円	9万5000円＋5000万円ごとに1万1000円	10万9000円＋5000万円ごとに1万3000円（1万2650円）
10億円～	24万9000円＋5000万円ごとに8000円	29万1000円＋5000万円ごとに9000円（9200円）

(新公証人手数料令第13条関係)

本条は、賃料や給与、養育費など、定期的な給付について法律行為の価額を算定するときは、原則として全期間の給付の総額としつつ、動産の賃貸借及び雇用については5年間、その他の法律行為については10年間の給付の総額を超え

ることができないと定めている（注1）。

この点について、近年、養育費の履行確保が喫緊の課題となっているところ（注2）、養育費が不払いの場合に強制執行をすることが可能な公正証書（執行証書）の作成割合は、離婚件数全体に対して9.6パーセントにとどまっている（注3）。

養育費の取り決めに公正証書によって行う場合には、特にひとり親家庭にとってその作成費用が負担になっていることが考えられ、既に一部の地方自治体によって作成費用の補助が行われているところではあるが（注4）、養育費の定めについての公正証書の作成割合がなお低調であることに鑑み、これをより一層容易にすることで、その作成件数の増加を図る観点から、養育費（子の監護に要する費用）についても、動産の賃貸借や雇用と同様に、5年間の給付の総額を超えることができないこととしている（注5）。

なお、現行の公証手数料令第13条では、以下の用例のとおり、民法上、「契約」との文言を用いずに、「契約」の意味で「動産の賃貸借」及び「雇用」との文言が用いられており、また、民法では「合意」の意味で「定め」との文言が用いられている。そこで、本条では、これらの民法上の用例にならい、「動産の賃貸借」、「雇用」とともに、「子の監護に要する費用の分担についての定め」についても、「定め」までを含めて法律行為と捉えて掲げることとしている（なお、「費用の分担」自体は法律行為ではないため、上記の「定め」をもって法律行為と整理したものである。）。

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）

（賃貸借）

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

（短期賃貸借）

第六百二条 処分権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～三 （略）

四 動産の賃貸借 六箇月

（雇用）

第六百二十三条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第七百六十六条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

- (注1) 現行の手数料令を前提とすると、例えば、子が3歳0か月の時点で、当該子が22歳に達する月まで毎月5万円ずつ養育費を支払うことを合意した場合には、法律行為の目的の価額は600万円(10年間=120か月×5万円)となり、その手数料は1万7000円(前記の第9条の改正により2万円)となる。
- (注2) 例えば、民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)に関する衆議院・参議院の各附帯決議においても、「養育費の履行確保のさらなる強化について検討を深めること」が政府に求められている。
- (注3) 1万7585件(法務省統計(令和5年分)) / 18万3808件(令和5年人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)) = 0.0956
- (注4) 養育費の取り決めについての公正証書の作成費用の補助を行っている地方自治体も多くあるところ、例えば、令和3年度に法務省が実施した「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究報告書」では、「公正証書の作成費用の補助もあり、利用できて大変助かった」との利用者のアンケート結果が報告されている。
- (注5) その結果、注1の事例では、法律行為の目的の価額は300万円(5年間=60か月×5万円)となり、その手数料は1万1000円(前記の第9条の改正により1万3000円)となる。

(新公証人手数料令第17条及び第18条関係)

第17条は承認等に関する公正証書について、第18条は委任状について、これらを作成する手数料を定めるものであり、第9条と同様に、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている(注)。

(注) 第17条の承認等に関する公正証書については、現行の手数料令が定める1万1000円を15パーセント増加した1万2650円を、1000円未満の端数を四捨五入して1万3000円としている。

また、第18条の委任状については、現行の手数料令が定める7000円を15パーセント増加した8050円を、1000円未満の端数を四捨五入して8000円としている。

(新公証人手数料令第18条の2関係)

現行の手数料令では、委任の公正証書の作成についての手数料の額に関する特別の定めはなく、その額は、第9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められている(注)。

この点について、近年、高齢化の進展を背景として、身寄りのない高齢者が増加しており、例えば、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」

(令和5年12月22日閣議決定)においても、「高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。」とされている。身寄りのない高齢者においては、いわゆる死後事務（本人が死亡した後の諸手続。特に遺体の処理や残置物の処分など）を行う者がいないことから、賃貸借契約の締結を敬遠され、住宅を確保することが困難になることが多いところ、このような死後事務を生前に第三者に委任しておくことにより、身寄りのない高齢者の住宅の確保に資すると指摘されている。

そこで、本条は、今後急増が確実に見込まれる身寄りのない高齢者に対して、仮に経済的基盤が乏しい者であってもいわゆる死後事務委任を公正証書により行うことを容易にすることで、その作成件数の増加を図る観点から、その手数料について、第9条の原則によって算定される額の半額（10分の5）とするものである。

(注) なお、第18条が定める「委任状」とは、代理権限を授与したことを証する書面であり、委任契約の公正証書は含まないものとされている。

(新公証人手数料令第19条、第21条及び第22条関係)

第19条は遺言に関する公正証書について、第21条は企業担保権に関する公正証書について、第22条は規約の設定等に関する公正証書について、これらを作成する手数料を定めるものであり、第9条と同様に、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている（注）。

(注) 第19条の遺言に関する公正証書については、現行の手数料令が定める1万1000円を15パーセント増加した1万2650円を、1000円未満の端数を四捨五入して1万3000円としている。

また、第21条の企業担保権に関する公正証書については、現行の手数料令が定める11万円と4万5000円をそれぞれ15パーセント増加した12万6500円と5万1750円を、1000円未満の端数を四捨五入して12万7000円と5万2000円としている。

さらに、第22条の規約の設定等に関する公正証書については、現行の手数料令が定める2万3000円、1万1000円、9000円、6000円をそれぞれ15パーセント増加した2万6450円、1万2650円、1万0350円、6900円を、1000円未満の端数を四捨五入して2万6000円、1万3000円、1万円、7000円としている。

(新公証人手数料令第22条の2関係)

現行の手数料令では、信託の公正証書の作成についての手数料の額に関する特別の定めはなく、その額は、第9条の原則どおり、法律行為の目的の価額に応じて定められ、信託であることによる加算はされていない。

この点に関連して、遺言の公正証書の作成については、平成5年の手数料令の制定の際、①一般的に嘱託人が高齢であることが多く、遺言能力の確認が問題となることが多いことや、②遺言の内容も様々であることから、公正証書の作成に当たって特別の負担があることを理由として（注1）、1億円を超えない限り、1万1000円（今般の引上げ後は1万3000円）の手数料の加算をすることとされた（第19条）。

公正証書の作成の実務上、信託は、②その内容が様々であるとされている上に、近年は、いわゆる家族信託の形態での利用が増加しており（注2）（注3）、遺言の代替手段としての位置付けから、①嘱託人が高齢であることも多くなっている。

そこで、本条は、信託の公正証書の作成についても、遺言の公正証書の作成と同様に、その手数料について、第9条の原則によって算定される額に1万3000円を加算することとするものである。

なお、遺言によって信託をすることも可能であるところ、この場合に遺言加算と信託加算の双方が適用されることは相当でない。したがって、遺言によってする信託の公正証書の作成については、遺言に関する公正証書について定める手数料令第19条のみが適用され、本条が適用されないようにするため、「信託の公正証書の作成（第十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」と定めることとしている。）。。

（注1）平成5年の手数料令の制定の際の担当者が執筆した文献によれば、「公証人の負担の面では、遺言の証書の作成については、通常の債務弁済、消費貸借、売買といった証書の作成の場合とは異なる特別の負担というべきものがある。すなわち、まず、遺言の嘱託人は、一般的に高齢のことが多く、遺言能力の確認が問題となることが多い。遺言の内容についても、遺言の背景事情は各遺言者によって種々のものがある。特にその家族関係、遺産に対する関わり等諸般の事情を考慮し、通常の場合、法定相続分を修正した上、嘱託人の死亡を前提とする最終的な財産処分となることから、相続に関する法律関係の説明、嘱託人の真意の確認に相当の時間を要することが多い。また、必要書類も、戸籍謄本、住民票、登記簿謄本等と多岐にわたり、相談から遺言証書の完成に至るまで、数度の面接を繰り返すのが通常である。こうした公証人の遺言の証書の作成について負う特別な負担は、『遺言の証書の作成』という類型について定性的に認められるものであるので、この点に着目して新たな加算制度が認められたものである」と説明されている。

（注2）例えば、令和6年の信託の公正証書（遺言によってする信託を除く。）の作成件数は4420件であるところ、このうち受託者が信託銀行・信託会社等の信託業法の適用を受けるものは24件しかなく、ほぼ全てが民事信託となっている。また、日本公証人

連合会において、全国の公証人会の中で最も規模が大きい東京公証人会所属の公証人を対象に、令和6年中に作成された全ての民事信託の公正証書924件（全国の約2割に相当）に対する家族信託の公正証書の割合を調査したところ、その約98%（924件中909件）が家族信託であった。東京では、他の地域と比較して複雑な形態の民事信託に係る公正証書が作成される場合が多いと考えられるため、上記の調査結果に照らせば、全国的にみても民事信託のほぼ全てが家族信託であると考えられる。

（注3）日本公証人連合会編著『新版 証書の作成と文例 売買等編〔改訂版〕』に掲載されている信託契約公正証書の文例では、信託が終了して信託財産の清算が終了した場合における残余の信託財産の帰属者（信託法第182条参照）を定める条項が例示されており、この定めを設けることによって、家族信託は、実質上、遺言による相続財産の配分と同様の機能（遺言機能）を有するとの指摘がされている（実務上、このような信託契約は「遺言代用信託」などといわれている。）。

（新公証人手数料令第23条関係）

本条第3項は、企業担保権の設定を目的とする契約について担保される債権に係る法律行為とともに公正証書が作成される場合の手数料を定めるものであり、第9条と同様に、概ね15パーセント引き上げることとしている（注）。

（注）現行の手数料令が定める5万5000円を15パーセント増加した6万3250円を、1000円未満の端数を四捨五入して6万3000円としている。

（新公証人手数料令第25条関係）

本条は、法律行為に係る公正証書の作成の手数料について、法律の目的の価額に基づく手数料によっては評価されない公証人の労務的側面に着目して、公正証書の枚数による手数料の加算を定めたものである。

まず、加算される手数料について、第9条と同様に、概ね15パーセント引き上げることとしている（注）。

また、直接は「枚数」を観念することができない電磁的記録をもって作成された公正証書については、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数をその枚数と扱うこととし、枚数による手数料の加算を行うこととしている（第2項）。なお、電磁的記録をもって作成された公正証書は、横書きで作成されることになることから、第1項に「四枚（法務省令で定める横書の公正証書にあっては、三枚）」とあるのは「三枚」と読み替えることとしている（注2）。

（注1）現行の手数料令が定める250円を15パーセント増加した287.5円を、100円未満の端数を四捨五入して300円としている。

（注2）他方で、本条の委任を受けた「公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び

証書の枚数の計算方法を定める省令」(昭和46年法務省令第13号)では、枚数の計算方法が定められており、この部分は読替えによって除くこととはしていない。

(新公証人手数料令第26条から第29条まで関係)

第26条は法律行為でない事実に係る公正証書(いわゆる事実実験公正証書)について、第27条は受取書又は拒絶証書について、第28条は秘密証書遺言について、第29条は関連する2以上の事実実験公正証書について、これらを作成する手数料を定めるものであり、第9条と同様に、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている(注)。

(注) 第26条の事実実験公正証書、第28条の秘密証書遺言及び第29条の関連する2以上の事実実験公正証書については、現行の手数料令が定める1万1000円を15パーセント増加した1万2650円を、1000円未満の端数を四捨五入して1万3000円としている。

また、第27条の受取書又は拒絶証書については、現行の手数料令が定める7000円を15パーセント増加した8050円を、1000円未満の端数を四捨五入して8000円としている。

(新公証人手数料令第32条関係)

本条は、公正証書の作成が病床でされたことによる加算について定めるものであり、これ以外の加算(例えば、第19条の遺言加算)がある場合には、その加算前の額に10分の5を加算するものとしているところ、第22条の2において、新たに信託加算を定めることとしていることから、同条を追加する必要がある。

また、本政令案では、新公証人手数料令第25条につき、電磁的記録をもって作成する公正証書についての規定を第2項として新設することとしている。

以上を踏まえ、本条中の「第二十五条」を「第二十二条の二、第二十五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改めることとしている。

(新公証人手数料令第34条関係)

新公証人法では、旧公証人法第58条ノ2第1項の認証(私署証書の宣誓認証)について、新公証人法「第53条第1項の規定による認証」という規定振りとしていることから、本条では、これに伴う整備をすることとしている。

新公証人法	旧公証人法
(私署証書の宣誓認証)	

第五十三条 公証人は、前条第一項の規定により私署証書に認証を与える場合において、法務省令で定めるところにより、その面前において嘱託人に当該私署証書の記載が真実であることを宣誓させた上、当該私署証書に署名させ、若しくは押印させ、又は当該私署証書に署名若しくは押印をしたことを確認させたときは、その旨を当該私署証書に記載してこれを認証しなければならない。 2 <u>前項の規定による認証</u>の嘱託は、私署証書二通を提出してしなければならない。 3～6 (略)	第五十八条ノ二 公証人私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ証書ノ記載ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上証書ニ署名若ハ捺印シ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス ②<u>前項ノ認証</u>ノ嘱託ハ証書二通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス ③・④ (略)
---	---

(新公証人手数料令第35条の2関係)

旧公証人法第62条ノ6第2項の認証(電磁的記録の宣誓認証)について、第34条と同様に、新公証人法の条文番号に従い、「第59条第3項の規定による認証」という規定振りに改めることとしている。

新公証人法	旧公証人法
(電磁的記録の認証等) 第五十九条 (略) 2 (略) 3 指定公証人は、第一項の規定により電磁的記録に認証を与える場合において、嘱託人がその面前において嘱託に係る電磁的記録の内容が真実であることを宣誓した上で同項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によりその旨を内容とする情報を電磁的記録に記録された情報に付して認証しなければならない。この場合においては、第五十三条第三項及び第四項の規定を準用する。 4 (略)	第六十二条ノ六 (略) ②指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上前項各号ノ行為ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ第五十八条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス ③～⑤ (略)

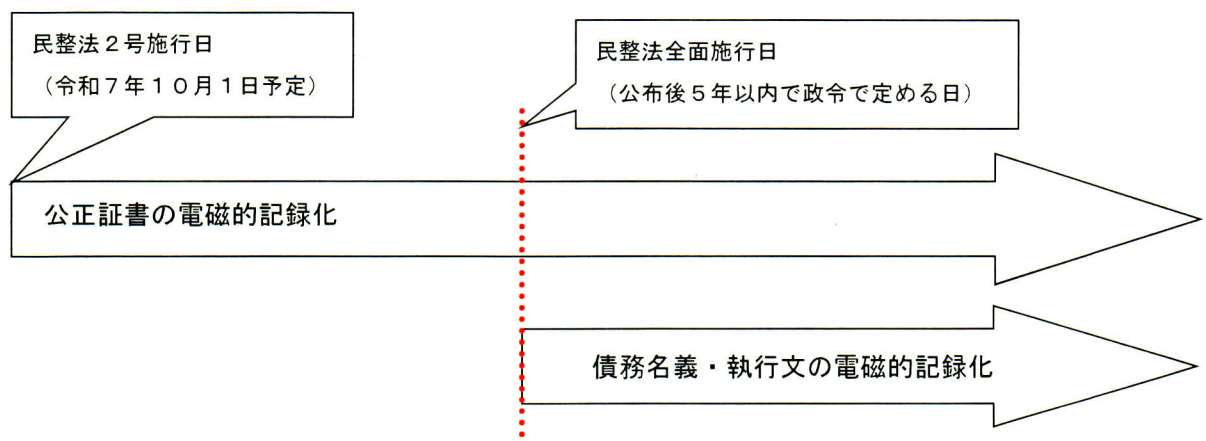
(新公証人手数料令第38条関係)

本条は、執行文の付与に関する手数料を定めているところ、民整法の第2号施行日（公布の日（令和5年6月14日）から起算して2年6月を超えない範囲内で政令で定める日）から施行される新公証人法では、電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合を除き、公正証書は電磁的記録をもって作成することが原則となり（第36条第1号）、電磁的記録をもって作成された公正証書については、債務名義となるのは（書面を前提とする）「正本」ではなく、新公証人法第44条第1項第2号の書面（公正証書に記録されている事項を記載した書面であって、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの）である。

そこで、正本と並列して、公証人法第44条第1項第2号の書面を追加することとしている（なお、新公証人法では、新公証人法第44条第1項第3号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって、公証人が法務省令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの）も債務名義となり得るが、下図のように、公証人が当該電磁的記録に執行文を付与することができるようになるのは民整法の全面施行日（公布の日から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日）からである（民整法第12条による民事執行法第26条第2項第2号の読み替え）ため、改正案では、この点については整備をしないこととしている。）。

また、執行文の付与に関する手数料についても、第9条と同様に、概ね15パーセント引き上げることとしている（注）。

（注）現行の手数料令が定める1700円を15パーセント増加した1955円を、100円未満の端数を四捨五入して2000円としている。



(新公証人手数料令第39条関係)

本条は、送達に関する手数料を定めているところ、新公証人法では、送達すべき債務名義等が電磁的記録の場合もあり得ることとなることを踏まえ、送達の対象となる書面又は電磁的記録は、「〔民事執行〕法第29条前段の債務名義の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」とされている(第48条)。

そこで、新公証人法の規定振りと平仄を合わせる整備をすることとしている(なお、新公証人法では、上記のとおり、「債権者が提出した電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」も送達の対象となり得るが、第38条関係の図のとおり、その送達がされるようになるのは民整法の全面施行日からである(民整法第53条による新公証人法第48条第1項の読み替え)ため、改正案では、この点については整備をしないこととしている。)

また、送達に関する手数料についても、第9条と同様に、概ね15パーセント引き上げることとしている(注)。

(注) 現行の手数料令が定める1400円と250円をそれぞれ15パーセント増加した1610円と287.5円を、100円未満の端数を四捨五入して1600円と300円としている。

新公証人法	旧公証人法
(債務名義の正本等の送達) 第四十八条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号に掲げる債務名義については、<u>同法第二十九条前段の債務名義の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録</u>の送達は、郵便又は最高裁判所規則で定める方法による。 2・3 (略)	第五十七条ノ二 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第五号ニ掲グル債務名義ニ付テハ其ノ<u>正本若ハ謄本又ハ同法第二十九条後段ノ執行文及文書ノ謄本</u>ノ送達ハ郵便又ハ最高裁判所規則ノ定ムル方法ニ依ル ②・③ (略)

(新公証人手数料令第39条の2関係)

本条は、公証人が行う登記の嘱託に関する手数料を定めるものであり、第9条と同様に、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている(注)。

(注) 現行の手数料令が定める１４００円を１５パーセント増加した１６１０円を、１００円未満の端数を四捨五入して１６００円としている。

(新公証人手数料令第４０条関係)

本条は、正本等の書面の交付に関して、枚数に応じた手数料を定めているところ、新公証人法において、嘱託人等が交付を受けることができる書面は、

- ① 書面をもって作成された公正証書の正本（第４４条第１項第１号）
- ② 書面をもって作成された公正証書又は附属書類の謄本又は抄本（第４３条第１項第１号）
- ③ 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項を記載した書面であつて、公証人が法務省令で定める方法により当該書面の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（第４４条第１項第２号）
- ④ 電磁的記録をもって作成された公正証書又は附属書類に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面（第４３条第１項第２号）
- ⑤ 私署証書又は私署証書の謄本の認証に係る附属書類（書面をもって作成されたものに限る。）の謄本又は抄本（第５２条第５項において準用する第４３条第１項第１号）
- ⑥ 私署証書又は私署証書の謄本の認証に係る附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面（第５２条第５項において準用する第４３条第１項第２号）
- ⑦ 公証人の保存する私署証書の謄本又は抄本（第５３条第６項において準用する第４３条第１項第１号）
- ⑧ 書面をもって作成された定款又は附属書類の謄本又は抄本（第５８条第４項において準用する第４３条第１項第１号）
- ⑨ 書面をもって作成された定款の附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面（第５８条第４項において準用する第４３条第１項第２号）
- ⑩ 電磁的記録の認証に係る附属書類（書面をもって作成されたものに限る。）の謄本又は抄本（第６２条において準用する第４３条第１項第１号）
- ⑪ 電磁的記録の認証に係る附属書類（電磁的記録をもって作成されたものに限る。）に記録されている事項の全部又は一部を出力した書面（第６２条において準用する第４３条第１項第２号）

である。

そこで、これらの書面を規定するとともに、公正証書に関して交付される書面（第１項）については、第９条と同様に、手数料を概ね１５パーセント引き上げることとする（注）一方で、認証に関して交付される書面（第２項）については、手数料を引き上げないこととしている。

(注) 現行の手数料令が定める 250 円を 15 パーセント増加した 287.5 円を、100 円未満の端数を四捨五入して 300 円としている。

(新公証人手数料令第 40 条の 2 関係)

新公証人法においては、嘱託人等が提供を受けることができる電磁的記録として、

- ① 電磁的記録をもって作成された公正証書に記録されている事項を記録した電磁的記録であって、公証人が法務省令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該公正証書に記録されている事項と同一であることを証明したもの(第 44 条第 1 項第 3 号)
- ② 電磁的記録をもって作成された公正証書又は附属書類に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録(第 43 条第 1 項第 3 号)
- ③ 私署証書又は私署証書の謄本の認証に係る附属書類(電磁的記録をもって作成されたものに限る。)に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録(第 52 条第 5 項において準用する第 43 条第 1 項第 3 号)
- ④ 書面をもって作成された定款の附属書類(電磁的記録をもって作成されたものに限る。)に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録(第 58 条第 4 項において準用する第 43 条第 1 項第 3 号)
- ⑤ 電磁的記録の認証に係る附属書類(電磁的記録をもって作成されたものに限る。)に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録(第 62 条において準用する第 43 条第 1 項第 3 号)

が定められており、本条は、これらの電磁的記録の提供に関する手数料を定めるものである。

具体的な手数料の額は、公正証書に関する電磁的記録(上記①及び②)については 2500 円(第 1 項)、認証に関する電磁的記録(上記③から⑤まで)については 2000 円とすることとしている。これは、現在、書面で交付されている正本及び謄本の 1 件当たりの平均的な枚数(概ね 9 枚)に、書面で交付された場合の手数料(公正証書に関しては 1 枚 300 円、認証に関しては 1 枚 250 円。第 40 条)を乗じて得られた金額(公正証書に関して 2700 円、認証に関して 2250 円)から、書面を必要としないことを踏まえて若干の減価をして定めたものである。

(新公証人手数料令第 41 条関係)

本条は、閲覧に関する手数料を定めているところ、新公証人法においては、公正証書に関して閲覧の対象となるものは、「公正証書又はその附属書類(これらが電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)」とされている(第

42条第1項)。

そこで、第1項では、新公証人法の規定振りに合わせるとともに、第9条と同様に、手数料を概ね15パーセント引き上げることとしている(注1)。

また、新公証人法においては、認証に関して閲覧の対象となるものは、

- ① 私署証書又は私署証書の謄本の認証に係る附属書類(電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。)(第52条第5項において準用する第42条第1項)
- ② 宣誓認証について公証人の保存する私署証書(第53条第6項において準用する第42条第1項)(注2)
- ③ 公証人の保存する書面をもって作成された定款又は附属書類(電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。)(第58条第4項において準用する第42条第1項)
- ④ 電磁的記録の認証に係る附属書類(電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。)(第62条において準用する第42条第1項)

であるため、第2項では、これらの書類を各号列記の形式で規定することとしている。

(注1) 現行の手数料令が定める200円を15パーセント増加した230円を、50円単位で切り上げて250円としている。

(注2) 宣誓認証について公証人の保存する私署証書については、新公証人法第53条第6項において同法第42条第1項が準用されているところ、この私署証書自体については、「第一項の規定による記載をした私署証書」(同法第53条第5項)と規定されているとおり、(上記①、③及び④とは異なり)電磁的記録での保存が想定されていない。

他方で、本条第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類(上記①、③及び④)については、電磁的記録をもって作成される場合があるところ、新公証人法第42条第1項では、「(これらが電磁的記録をもって作成された場合にあっては、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)」と定めることで、対象となる書類が電磁的記録をもって作成された場合についても規定しているため、本条第2項第1号、第3号及び第4号においては、これらの各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成される場合が含まれるよう、「公証人法第○条第○項において準用する同法第四十二条第一項に規定する○○」との文言を用いることとしている。

そのため、仮にこれらの各号と同様に、本条第2項第2号において「公証人法第五十三条第六項において準用する同法第四十二条第一項に規定する」との文言を用いることとした場合には、私署証書についても電磁的記録での保存が想定されるという誤解を招くおそれがあるため、本条第2項第2号では、「公証人法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書」と規定することとしている。

(新公証人手数料令第41条の2から第41条の4まで関係)

新公証人法では、旧公証人法第62条ノ7の規定を、新公証人法第60条として規定していることから、第41条の2から第41条の4まででは、この条ずれに伴う整備をすることとしている。

第2条関係

(労働組合法施行令第11条関係)

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第11条は、法人である労働組合の登記について、商業登記法（昭和38年法律第125号）の一部の規定を準用することを定めるものである。

同条において準用している商業登記法の規定について、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「令和元年整備法」という。）による商業登記法の改正（令和4年9月施行）により、

- ① 改正前の第17条第3項（会社の支店の所在地においてする登記の申請書の記載事項に関する規定）の規定の削除がされるとともに、改正前の同条第4項につき当該削除に伴う文言の修正をした上で同項が同条第3項に項ずれし、
- ② 改正前の第20条の規定（印鑑の提出に関する規定）が削除され、
- ③ 改正前の第24条第4号の文言の改正のほか、第7号の規定（印鑑の不提出等を理由とする申請却下事由を定めたもの）の削除がされるとともに、これに伴い、改正前の同条第8号から第16号までが同条第7号から第15号までに条ずれする

こととなった（注）が、これらの商業登記法の改正に伴う同令第11条の文言のハネ改正の手当てがされていない。その原因は、令和元年整備法による改正に伴う厚生労働省関係政令の整備に係る厚生労働省の担当者が、改正対象政令の確認過程で労働組合法施行令を把握できなかったことにある。

その結果、①については、法人である労働組合の登記に上記改正後の商業登記法第17条第3項の規定（「登記すべき事項」を記録した電磁的記録が提供された場合における登記申請書の記載省略）が準用されていない状態にあるところ、少なくとも、同令の所管部局に対して、これまで法人である労働組合から当該記載省略の手続を利用したいとの要望が寄せられたケースはない。そのため、現状では改正漏れによる問題は顕在化していないものの、法令上は、法人である労働組合が当該記載省略の手続の利用を希望したとしても、これを利用することができない状況にあるため、できる限り速やかに手当てをする必要がある。

②については、令和元年整備法により削除済みの商業登記法第20条の規定を準用している状態にあるが、改正漏れによる実質的な問題は生じていない。

③については、本来準用対象として想定されていない商業登記法第24条第14号が準用対象に含まれている状態にあるが、同号の前提となっている同法第33条の規定（商号の登記の抹消）自体が法人である労働組合の登記に準用されていないため、実質的な問題は生じていない。

労働組合法施行令については、上記改正漏れが生じた後、改正契機がなかったところ、本政令案における同令の改正の機会を捉えて上記改正漏れについても手当てすることが望ましいと考えられる。

このため、本政令案では、商業登記法の改正に伴い、同令第 11 条前段において、

- ・ 同法第 17 条第 3 項の削除による項ずれ対応等
- ・ 同法第 20 条第 1 項及び第 2 項に係る準用規定の削除
- ・ 改正前の同法 24 条第 7 号の削除による号ずれ対応等

をすることとしている。

また、同令第 11 条後段の規定は、改正前の商業登記法第 17 条第 4 項を準用するに当たって、改正前の同条第 3 項が準用の対象ではないことに伴う読替規定を整備したものであるが、商業登記法の改正により改正前の同項は削除されたため、同令第 11 条後段の規定も併せて削除している。

(注) 商業登記法第 17 条、第 20 条及び第 24 条の新旧対照表

改正前	改正後
(登記申請の方式) 第十七条 (略) 2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)若しくは代理人が記名押印しなければならない。 一～三 (略) 四 登記すべき事項 五～八 (略) 3 (略) 4 <u>第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項</u>を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。 (印鑑の提出) 第二十条 <u>登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。</u> 2 <u>前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用す</u>	(登記申請の方式) 第十七条 (略) 2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)若しくは代理人が記名押印しなければならない。 一～三 (略) 四 登記すべき事項 五～八 (略) (削る) 3 <u>前項第四号に掲げる事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、同項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。</u> 第二十条 削除

る。 3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。 (申請の却下) 第二十四条 (略) 一～三 (略) 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。 五・六 (略) 七 <u>第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。</u> 八～十六 (略)	(申請の却下) 第二十四条 (略) 一～三 (略) 四 申請の権限を有しない者の申請によるとき、<u>又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき。</u> 五・六 (略) (削る) 七～十五 (略)
---	--

(労働組合法施行令第29条及び第30条関係)

労働組合法施行令第29条は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の14第8項の規定に基づき、同条第6項の規定により労働委員会の会長が行うものとされている同条第4項の和解調書の送達及び民事執行法第29条後段の送達に関して必要な事項を定めるものである。

民整法において、執行文及び債権者が提出した文書の謄本に相当する電磁的記録の送達について規定したことから（民事執行法第29条）（注1）、当該改正に対応して、同条を引用している労働組合法第27条の14第6項後段の文言のハネ改正（注2）を行い、これに対応して同項後段を引用している同条第8項の文言もハネ改正を行っている（注3）ところ、同条第6項後段を引用している労働組合法施行令第29条第2項においては、これまで、改正前の労働組合法第27条の14第8項における「第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達」との文言を利用して「和解調書の正本等（前項の和解調書の正本並びに法第二十七条の十四第六項後段の執行文及び文書の謄本をいう。以下同じ。）の送達」と規定していたものの、民整法による労働組合法の改正により当該文言が「第六項後段の送達」に改められた結果、当該文言をそのまま用いることができなくなったため、規定の整備を行う。

改正前の労働組合法施行令第29条第2項では、民事訴訟法の規定が準用される送達について、送達の対象物に係る同条第一項及び労働組合法第27条の

14第6項後段の規定を引用することにより特定している。これらについて、

- ・ 前者については、同法第27条の14第4項が規定しているのは「和解調書」そのものにすぎず、その「正本」の「送達」について規定しているのは同令第29条第1項であり、かつ、送達の対象は「正本」に特定されていることから、引き続き同項を引用する形で特定することとする一方、
- ・ 後者については、民整法による改正後の労働組合法第27条の14第8項が「送達」との文言を用いた特定をしていること（注2）に倣い、単に労働組合法第27条の14第6項後段を引用する形とすることとし、労働組合法施行令第29条第2項の規定振りを「前項の和解調書の正本の送達及び法第二十七条の十四第六項後段の送達」に改めることとしている。

また、同項の改正に伴い、改正前の同項の「和解調書の正本等」との文言を引用してその公示送達の方法について規定する同令第30条第2項も改正する必要があるところ、送達の対象については、同令第29条第2項において引用している同条第1項及び労働組合法第27条の14第6項後段の引用する民事執行法第29条後段によって既に特定されている。したがって、同令第30条第2項においては、以下の用例を参考に、改めて送達の対象を具体的に規定することはせず、単に「送達すべき書類」と規定することとしている。

- 預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号）
（公示送達）
第二十四条 （略）
2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の掲示場に掲示することにより行う。
3・4 （略）

（注1）民事執行法第29条の新旧対照表

改正前	改正後
（債務名義等の送達） 第二十九条 強制執行は、<u>債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本</u>が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。	（債務名義等の送達） 第二十九条 強制執行は、<u>債務名義若しくは確定により債務名義となるべき裁判の正本若しくは謄本又はその債務名義若しくは裁判に係る電磁的記録</u>が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたときに限り、開始することができる。第二十七条の規定により執行文が付与された場合においては、<u>執行文の謄本又は執行文に係る電磁的記録及び同条の規定により債権者が提出した文書の謄本又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録</u>も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

(注2) 改正前は、労働委員会の会長が送達するものとして、民事執行法第29条後段に規定されている「送達されなければならないもの（執行文及び文書の謄本）」を、労働組合法第27条の14第6項後段において、民事執行法に規定されている文言をそれぞれ引用することで特定している。一方、そのような特定ではなく、単に「民事執行法第29条後段の「送達」を労働委員会の会長が行う」とすることで特定に足るため、そのように改正を行っている。

(注3) 労働組合法第27条の14の新旧対照表

改正前	改正後
(和解) 第二十七条の十四 (略) 2～5 (略) 6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の <u>執行文及び文書の謄本の送達</u> も、同様とする。 7 (略) 8 第四項の和解調書並びに第六項後段の <u>執行文及び文書の謄本の送達</u> に関して必要な事項は、政令で定める。	(和解) 第二十七条の十四 (略) 2～5 (略) 6 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の送達も、同様とする。 7 (略) 8 第四項の和解調書の <u>送達及び</u> 第六項後段の送達に関して必要な事項は、政令で定める。

(参考) 労働組合法第27条の14の改正規定の施行日について

民整法附則第2号により施行期日を定めているのは、同法のうち、公証人法及び民法（公正証書遺言関係）の一部改正並びに公証人法の一部改正に伴う民事執行法の整備に関するものである。公証人法の一部改正により、公正証書（執行証書）が電磁的記録で作成されることとなるが、その場合に対応するための規定は、公証人法の先施行に伴い先施行させる必要があり（いわば公証人法改正によるハネ）、民事執行法第29条の改正規定（電子化された債務名義・執行文の送達に関する部分）はその一つである。労働組合法第27条の14は、民事執行法第29条の文言に合わせて、送達の対象を「民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本」としているが、民事執行法第29条の改正を受けて文言を改めることとされているため、この改正についても、同条の改正と合わせて、民整法附則第2号の施行日に先施行させることとされている。

第3条関係

(港湾法施行令の一部改正)

港湾法施行令（昭和26年政令第4号）第6条第5号は、国の特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準として、貸付けを受ける者が港湾管理者の指示により貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないことを定めるものである。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となる（新公証人法第36条）。

そこで、同号について、電磁的記録をもって作成される公正証書を含めるため、「強制執行の受託の記載又は記録のある公正証書」と改正するものである。

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部改正)

特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令（平成18年政令第278号）第3条第7号は、政府の外貿埠頭の建設又は改良に要する費用に充てる資金の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準として、貸付けを受ける指定会社が港湾管理者の指示により貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないことを定めるものである。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となる。

そこで、同号について、電磁的記録をもって作成される公正証書を含めるため、「強制執行の受託の記載又は記録のある公正証書」と改正するものである。

第4条関係

(建設機械登記令の一部改正)

建設機械登記令（昭和29年政令第305号）別表の十八の項は、信託の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄イにおいて、信託法（平成18年法律第108号）第3条第3号に掲げる方法によってされた信託にあっては、公正証書の謄本等を添付することとされている（注）。

また、建設機械登記令別表の十九の三の項は、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている（注）。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となるとともに、公正証書の作成の嘱託人等は、公正証書等を保存する公証人に対し、公正証書の謄本のほか、公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録等の交付又は提供の請求をすることができるとされた（新公証人法第43条）。

そこで、信託の登記及び信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記の申請の際の添付情報として、公正証書等のうち公正証書については、その謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含める改正をするものである。

（注）信託法第4条第3項第1号では「公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録」を「公正証書等」と定義しているところ、建設機械登記令別表の十八の項及び十九の三の項では、このうち「公正証書」については「その謄本」を添付することとされている。

(企業担保登記登録令の一部改正)

企業担保登記登録令（昭和33年政令第187号）別表の一の項は、企業担保権の設定の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、企業担保法第3条の公正証書（企業担保権の設定又は変更を目的とする契約に係る公正証書）の謄本等を添付することとされている（注）。

また、同表の五の項は、社債の総額を数回に分けて発行する場合（分割発行の場合）におけるその回の社債を発行した旨の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている（注）。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となるとともに、公正証書の作成の嘱託人等は、公正証書等を保存する公証人に対し、公

公正証書の謄本のほか、公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録等の交付又は提供の請求をすることができるものとされた。

そこで、企業担保権の設定の登記及び社債の総額を数回に分けて発行する場合（分割発行の場合）におけるその回の社債を発行した旨の登記の申請の際の添付情報として、公正証書の謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含める改正をするものである。

（注）企業担保登記登録令別表の一の項及び五の項では、「（企業担保）法第三条の公正証書の謄本」及び「その他の登記原因を証する情報」を添付することとされているところ、この「その他の登記原因を証する情報」としては、例えば社債発行契約書がある。

そして、同表の一の項及び五の項においては、これらの各項における「公正証書」が企業担保法第3条の「企業担保権の設定又は変更を目的とする契約」に係るものに限られる旨を明らかにする観点から、「法第三条の公正証書」との文言が用いられている。

（不動産登記令の一部改正）

不動産登記令（平成16年政令第379号）別表の三十三の項は、地上権の設定の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄ロにおいて、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項又は第2項に規定する借地権に当たる地上権の設定にあつては、登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除き、同条第3項の公正証書の謄本を添付することとされている。

また、同表の三十八の項は、賃借権の設定の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄ロにおいて、借地借家法第23条第1項又は第2項に規定する借地権に当たる賃借権の設定にあつては、登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除き、同条第3項の公正証書の謄本を添付することとされている。

そして、同表の六十五の項は、信託の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄イにおいて、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託にあつては、公正証書の謄本等を添付することとされている（注）。

さらに、同表の六十六の三の項は、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている（注）。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となるとともに、公正証書の作成の嘱託人等は、公正証書等を保存する公証人に対し、公

公正証書の謄本のほか、公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録等の交付又は提供の請求をすることができるものとされた。

そこで、地上権の設定の登記及び賃借権の設定の登記の申請の際の添付情報として、公正証書の謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含めるとともに、信託の登記及び信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記の申請の際の添付情報として、公正証書等のうち公正証書については、その謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含める改正をするものである。

(注) 信託法第4条第3項第1号では「公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録」を「公正証書等」と定義しているところ、不動産登記令別表の六十五の項及び六十六の三の項では、このうち「公正証書」については「その謄本」を添付することとされている。

(船舶登記令の一部改正)

船舶登記令(平成17年政令第11号)別表一は、船舶の登記の申請に関するものであるところ、同表の二十四の項は、船舶の登記のうち信託の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄イにおいて、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託にあつては、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

また、同表の二十五の三の項は、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

次に、船舶登記令別表二は、製造中の船舶についての抵当権に関する登記の申請に関するものであるところ、同表の十六の項は、製造中の船舶についての抵当権に関する登記のうち信託の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄イにおいて、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託にあつては、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

また、同表の十七の三の項は、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による抵当権の変更の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となるとともに、公正証書の作成の嘱託人等は、公正証書等を保存する公証人に対し、公正証書の謄本のほか、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書

面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録等の交付又は提供の請求をすることができるものとされた。

そこで、船舶の登記のうち信託の登記及び信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記並びに製造中の船舶についての抵当権に関する登記のうち信託の登記及び信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による抵当権の変更の登記の申請の際の添付情報として、公正証書等のうち公正証書については、その謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含める改正をするものである。

(注) 信託法第4条第3項第1号では「公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録」を「公正証書等」と定義しているところ、船舶登記令別表一の二十四の項及び二十五の三の項並びに別表二の十六の項及び十七の三の項では、このうち「公正証書」については「その謄本」を添付することとされている。

(農業用動産抵当登記令の一部改正)

農業用動産抵当登記令(平成17年政令第25号)別表の十七の二の項は、信託の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄イにおいて、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託にあっては、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

また、同表の十七の五の項は、信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による抵当権の変更の登記の申請に際して提供すべき申請情報及び添付情報を定めるものであり、同項添付情報欄において、公正証書の謄本等を添付することとされている(注)。

民整法により公正証書は電磁的記録をもって作成されることが原則となるとともに、公正証書の作成の嘱託人等は、公正証書等を保存する公証人に対し、公正証書の謄本のほか、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録等の交付又は提供の請求をすることができるものとされた。

そこで、信託の登記及び信託法第3条第3号に掲げる方法によってされた信託による抵当権の変更の登記の申請の際の添付情報として、公正証書等のうち公正証書については、その謄本に加えて、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面又は当該事項の全部を記録した電磁的記録を含める改正をするものである。

(注) 信託法第4条第3項第1号では「公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録」を「公正証書等」と定義しているところ、農業用動産抵当登記令別表の十七の二の項及び十七の五の項では、このうち「公正証書」については「その謄本」を添付することとされている。

【附則関係】

附則第1項関係

本項は、本政令案の施行日を定めるものである。

本政令案は、民整法の一部の施行に伴う関係政令の規定の整備のほか、公証人の受ける手数料の見直しがその内容に含まれているところ、この見直しは、前記第1条関係（概要）のとおり、公正証書の作成手続がデジタル化されることに伴うシステム構築及びその運用のための追加費用の負担が生ずることに伴うものでもあり、公正証書の作成手続がデジタル化されるのと同時に手数料の改定を行うことがその趣旨にかなうことに加えて、公正証書の作成手続を利用する一般国民にとっては、施行日が年度後半の始まりという区切りの時期であることが、その利便性に資すると考えられる。

これらを踏まえ、以下の用例を参考として、民整法附則第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年10月1日）から施行することとしている。

なお、第2条中労働組合法施行令第11条の改正規定については、過去の改正漏れへの対応を内容とするものであるため、公布の日から施行することとしている。

- 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第20号）

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。

附則第2項関係

本政令案では、公証人の受ける手数料の適正化を図ることとしているところ、公証制度の利用者（嘱託人）の予測可能性の観点からは、嘱託の時点における規律を適用することが合理的である。

そこで、本項では、以下の用例を参考として、第1条の規定による公証人手数料令の改正につき、嘱託時を基準とした旧法主義を定める経過措置を設けることとしている（なお、公証人手数料令の制定時においても、「この政令の施行の際まだ完結していない事項についての手数料、郵便料、日当及び旅費に関しては、この政令の施行後も、なお従前の例による」として、旧法主義が定められている。）。

- 公証人手数料令の一部を改正する政令（令和6年政令第353号）
附 則
（経過措置）
- 2 この政令による改正後の第35条の規定は、この政令の施行の日以後に
される定款の認証の嘱託に係る手数料について適用し、同日前にされた定
款の認証の嘱託に係る手数料については、なお従前の例による。
- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関
する法律（平成十八年法律第六十六号）
（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第百八十三条 前条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律
（以下この条において「新金融商品販売法」という。）の規定は、この法
律の施行後に業として行われる新金融商品販売法第二条第二項に規定する
金融商品の販売等について適用し、この法律の施行前に業として行われた
前条の規定による改正前の金融商品の販売等に関する法律第二条第二項に
規定する金融商品の販売等については、なお従前の例による。
- 2 （略）

【理由関係】

本政令案は、民整法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備等を行うものであることから、理由については、以下の用例を参考として、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、公証手数料令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。」としている。

- こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第１２６号）

理 由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１６年政令第３８８号）

理 由

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第百十九号）の一部の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律施行令の規定を整備する必要があるからである。